出席停止についてのお知らせ

お子様が学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法に基づき出席停止となります。その間は休んでも欠席にはなりません。

医師が感染の予防上支障がないと認め、登校するときは、下記の「登校許可証」を提出してください。 用紙は、下記の用紙でなくても、医療機関で発行される許可証でもかまいません。

用紙は、下記の用紙でなくても、医療機関で発行される許可証でもかまいません。	
※ 学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準は後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となります。	、「発症した
切り取り	
主治医様	
本校生徒がお世話になり、ありがとうございます。 ご多用中大変ご面倒をおかけいたしますが、下記に記入していただき、本人に渡していた うお願いいたします。	こだきますよ
氏名:	
診断 (該当を○で囲む)	
・インフルエンザ ・咽頭結膜熱 ・百日咳 ・麻疹 ・流行性耳下腺炎 ・溶連菌感染症 ・咽頭結膜熱 ・水痘 ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・マイコプラズマ感染症 ・その他(診断名:	
登校停止期間: 月 日~ 月 日まで	
上記の生徒は登校しても差し支えないので、登校を許可します。	
飯田風越高等学校長様	
年 月 日	

医師名